

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年12月15日～2022年12月21日)

令和4年(2022年)12月23日

H E A D L I N E S	S
<b>政治</b> 最高裁判所法改正案を巡る動き モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席 参謀総長のウクライナ訪問	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p> <p>問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
<b>治安等</b> 本年11月までの出入国に関する統計 国家警察本部での爆発事案 ポーランドにおけるインフルエンザ感染状況	
<b>経済</b> 欧州委員会がポーランドのエネルギー集約型企业への支援策を承認 2023年GDP成長率の予想 労働コストが13%上昇 ポーランドのウクライナ避難民支援額の試算 ポーランドの医師不足 EUによる2023年の天然ガス価格上限の合意 2023年の天然ガス料金の凍結法案に大統領が署名	
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>	

## 政治

### 内政

#### 最高裁判所法改正案を巡る動き【15日・16日・19日】

15日、議会に提出された最高裁判所法改正案について、下院は、来年1月11日に改正作業を開始することを発表した。同改正案を巡り、ドゥダ大統領は16日、ヴィテク下院議長、モラヴィエツキ首相、フレブニ最高行政裁判所長官及びシンコフスキ＝ヴェル＝センクEU問題担当大臣からの要請を受け、一連の協議を実施した。フレブニ最高行政裁判所長官は、最高行政裁判所が裁判官の懲戒手続を行う点について同改正法案の合憲性に疑問を呈したが、ヴィテク下院議長及びモラヴィエツキ首相は、同改正案は

憲法を遵守し、特に裁判官の任命や地位を損なう可能性のある条件を作り出してはならないというドゥダ大統領の記者会見での立場に同意した。同改正案について、19日、カチンスキ「法と正義」(PiS)党首は、当地ガゼタ・ポルスカ紙のインタビューに応じ、本件は深刻に議論されている問題であるためコメントすることはできないとしつつ、同改正案の成立は、欧州復興基金をEUから受け取るための条件、いわゆるマイルストーンの履行と見なされるだろうが、ポーランドへの影響は、司法だけでなく国家機構全体にとっても非常に破壊的である、と発言した。

### 外交・安全保障

#### モラヴィエツキ首相の欧州理事会出席【15日】

15日、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルで開かれた欧州理事会に出席した。今回のサミットの最も重要な点の一つは、第9次対露制裁パッケージの採択と多国籍企業に対する租税協定の交渉であった。コミュニティ全体にとって、侵略者であるロシアを弱体化させることが重要である。制裁は、経済的側面と個人的側面の両方をカバーしている。200人近いロシア人エリートが制裁の対象になっている。他方、経済制裁は、輸出規制強化の対象となっているデュアル・ユース品目のリストを拡大するもので、対露輸出が禁止されている製品のリストが拡大された。特に、ドローン産業や民間人を攻撃するためのドローンの使用に関係するものである。さらに、新たな制裁パッケージには、ロシアにおける鉱業分野への投資の禁止も含まれている。モラヴィエツキ首相は、「これらの制裁は、一方では我々が非常に信頼に値することを改めて示している。もう一方では、我々は加盟国間の結束も維持した。ロシアは、EUの内部分裂を引き起こすために行動している。我々はこのよう

な分裂を許さない。」と述べた。さらに、欧州理事会ではロシアによるウクライナ侵略の影響やエネルギー市場の現状、安全保障、防衛に関する問題が提起された。欧州理事会の前日には、同じくブリュッセルで開催されたEU・ASEAN首脳会合にモラヴィエツキ首相が出席した。

#### 参謀総長のウクライナ訪問【21日】

21日、ポーランド軍参謀総長アンジェイチャク大將は、ウクライナを訪問しウクライナ軍総司令官ザルジニー大將とウクライナにおける作戦の状況及びロシアによるさらなる侵攻の潜在的シナリオについて意見交換を行った。また、ウクライナ軍に対する後方支援に関するニーズや訓練分野での支援についても議論された。また、アンジェイチャク大將は、キエフ近郊のイルピンやホストメル空港を訪問し、ロシア軍によって破壊された建物を確認するとともに、現地ウクライナ軍の司令官からロシア軍の攻撃の様相等について説明を受けた。

## 治安等

#### 本年11月までの出入国に関する統計【8日】

8日、国境警備隊は、本年11月までの出入国者数に関する統計を発表した。国境警備隊によると、本年は1日平均約102,500人がEU外部国境からポーランドに出入国したという(2021年は1日平均52,000人)。また、これまでの入国者の中では、ウクライナ人が最も多く約1,580万人(全体の約46%)、次いでポーランド人の約1,112万人(全体の約32%)であった。国境警備隊は、ヒトの移動の増加について、新型コロナウイルス感染症にかかる防疫措置の緩和を挙げ、その結果、航空便の接続が回復したと指摘した。

#### 国家警察本部での爆発事案【19日、20日】

19日、当地ジェチポスポリタ紙は、14日に発生した国家警察本部での爆発事案について、シムチャク国家警察本部長官のインタビュー記事を掲載した。記事の中で、シムチャク長官は、12月12日にウクライナ国家警察のクリメンコ長官、非常事態庁のボンダール副長官と会談し、両者から使用済みのグレネード・ランチャーをそれぞれ贈呈品として受け取っていたことを明らかにした。同贈呈品には爆発物は装填されておらず、安全なものであったとの説明を両機関から受けたという。同贈呈品は同長官室の奥の部屋に置かれていたが、14日の朝、移動の妨げになっていたため、立て掛けようとしたところ、暴発し

たという。

20日、ウクライナ側は、本件について、シムチャク長官に危害を加える意図はなかったと釈明し、同贈呈品を渡したボンダール副長官を謹慎処分処したと発表した。

### ポーランドにおけるインフルエンザ感染状況【21日】

21日、当地通信社PAPIは、研究機関の報告結果を引用し、12月1日から15日までの間に45万人以上がインフルエンザ(又はインフルエンザ関連疾患)の感染者が記録されたと報じた。また、11月においては、49万人以上のインフルエンザ感染者が確認されたという。

## 経 済

### 経済政策

#### 欧州委員会がポーランドのエネルギー集約型企業への支援策を承認【20日】

20日、欧州委員会はポーランド政府によるエネルギー集約型企業への11億ユーロの支援策を承認した。企業は営業損失を被ったことを証明しなければならず、特に、2022年1月1日又は7月1日から12月31日の間、利払い前・税引き前・減価償却前利益(EBITDA)が2021年の同期間に比べて少なくとも4

0%減少又はマイナスになった場合に支援策の対象となる。1回の補助金は、対象コストの50%を超えてはならず、400万ユーロを超えることはできない。特に影響を受けている分野で事業を行い営業損失が出ているエネルギー集約型企業は、最大5,000万ユーロで対象コストの80%まで追加援助を受けることができると欧州委員会は述べている。

## マクロ経済動向・統計

#### 2023年GDP成長率の予想【19日】

19日、ポーランド経済研究所(PIE)は、ポーランドのGDPは2023年第1四半期に0.3%減少するが、通年では前年比1.2%増加すると発表した。PIEの専門家によると、ポーランドの経済成長率は2022年第1四半期の前年同期比8.5%から第3四半期には3.6%まで低下し、消費と投資の両方の伸びが非常に弱かったと付け加えた。2023年下半期に経済活動はより強くなり、GDPは第3四半期に1.3%、第4四半期に2.5%増加すると見込んでいる。

#### 労働コストが13%上昇【19日】

欧州統計局(EUROSTAT)は、2022年第3四半期の時間当たりの労働コストが、前年同期比でユーロ圏において2.9%、EUで3.4%上昇したと発表した。労働コストは、主に賃金・給与と賃金以外のコストの2つで構成されている。ユーロ圏では、2022年第3四半期に時間当たりの賃金・給与が2.1%増加、賃金以外が5.3%増加した。EUでは、時間当たりの賃金・給与が2.8%、賃金以外が5.3%増加した。ポーランドでは、2022年第3四半期の名目時間当たりの労働コストは13.3%増加し、前四半期の11.1%から上昇した。

#### ポーランドのウクライナ避難民支援額の試算【19日】

当地ジェチポスポリタ紙によると、ポーランドのウクライナへの支援額は400億ズロチ(85億ユーロ)に達し、うち159億ズロチ(34億ユーロ)は国によるものと報じている。また、ウクライナ侵略開始後の3ヶ月間で、民間からの支援は90~100億ズロチ(19~21億ユーロ)に達したと試算している。軍事支援は約85億ズロチ(18億ユーロ)である。

一方、国際通貨基金(IMF)は、2022年のウクライナ避難民の波によるポーランドの公共支出はGDPの1%に達すると推定している。ただ、避難民が経済活動人口を増やし、ポーランドの労働市場の緊張を緩和しているため、これは投資であるとしている。IMFは、2022年に避難民がEUの労働力を0.6%、ポーランドでは2.7%増加させると試算している。

なお、当地ジェチポスポリタ紙によると、11月のデータではウクライナ侵略開始以降、述べ800万人以上がウクライナからポーランドに入国、述べ600万人近くがポーランドからウクライナへ出国している。140万人以上のウクライナ人がPESEL(ポーランドの個人番号)を取得し、うち112万人以上が11月時点でまだポーランドに滞在している。10月中旬までに、政府はウクライナ避難民支援のために55億ズロチ以上を支出し、そのうち41億ズロチは特別支援基金から支出されたものである。

## ポーランド産業動向

#### ポーランドの医師不足【20日】

当地シンクタンク Polityka Insight は、ポーランドは医師の数が最も少ない国の一つと述べている。12月に公表された欧州委員会の報告書「Health at a

Glance: Europe 2022」によると、2020年においてポーランドの人口1,000人当たりの医師数は3.3人であった。この10年間で状況は改善されたが、ポーランドは依然としてEUの中で下から5番目であ

る(EU平均は人口1,000当たり4人)。問題は人口動態で、中央統計局(GUS)によると、2020年に患者をもつ医師の28%が60歳以上になり、保健省のデータによると、2020年には医師の25.1%が定年退職を迎えている。特に外科医の平均年齢は59歳で厳しい状況である。

ワルシャワ大学移民センターの調査によると、医学生の中の3分の1は、より良い労働条件や活躍の機会を得るため、卒業後に海外へ行くことを決意しているという。11月には、EU各国で働くために必要な証明書の申請が過去最高の684件に達した(これは出国を意味するものではない)。

## エネルギー・環境

### EUによる2023年の天然ガス価格上限の合意【19日】

19日、EUエネルギー大臣会合は天然ガスの価格上限について1MWh当たり180ユーロを上限とすることで合意した。ガス価格が3日連続でこのレベルを超えると同時に、世界の基準価格を35ユーロ以上上回った場合に適用される。

ポーランドの要請により、この上限は欧州の天然ガス価格指標となっているオランダのTTFだけでなく、EU内の他のすべての取引市場にも適用されることになった。TTFについては2023年2月15日から、その他の市場については2023年3月末日から適用される予定。

モスクワ気候・環境大臣は、ポーランドの家庭にとっては法律で保障されているガス料金の上限があるためあまり変化はないが、大口のガス消費者に

としては特に来春の需要増の時期に当該上限が重要になると述べている。

### 2023年の天然ガス料金凍結法案に大統領が署名【20日】

20日、ドゥダ大統領は2023年に全世帯と脆弱な施設に対するガス料金を2022年の水準で凍結する法案に署名し、発効した。この法案では、ガス料金は1MWh当たり200.17ズロチ(42.8ユーロ)を上限とし、配給手数料は凍結される。さらに、2023年以降のガスの付加価値税の還付を所得基準に基づいて一部の世帯が申請できるようになり、その基準について単身世帯の場合は1人当たり月額2,100ズロチ(449ユーロ)、大家族の場合は1人当たり1,500ズロチ(321ユーロ)に設定された。また、ガスを供給する企業への補償も行われる。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となっ

た他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。  
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」  
(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)
  - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」  
(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)
  - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル  
(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)
- 6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### 【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事

館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

**有効期間 10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

**【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間**

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

\* 年末年始(12月29日(木)～1月3日(火))は休館。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

**文化行事・大使館関連行事****【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))